

新潟市こどもふれあいスクール事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 新潟市が設置する小学校の施設を活用して、こどもたちの安心・安全な居場所を設け、地域住民の参画・協力を得て、多様な活動及び異学年や大人との交流の機会を提供し、心豊かなたくましいこどもたちを育むとともに地域の教育力向上を図るため、社会教育法第五条第二項に基づく地域学校協働活動に関する事項に基づき、新潟市こどもふれあいスクール事業（以下「事業」という。）を実施する。

(実施主体)

第2条 事業は新潟市教育委員会生涯学習推進課（以下「生涯学習推進課」という。）と事業を実施する新潟市立小学校（以下「実施校」という。）のPTAとの共催で行う。

2 事業の実施については、事業の一部又は全部を適切な事業運営ができると認められる事業者等に委託して行うことができる。

(運営委員会の設置)

第3条 実施校にこどもふれあいスクール運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(運営委員会の役割)

第4条 運営委員会は次の役割を担う。

- (1) 本事業の運営方針及び運営要綱に関すること
- (2) 本事業の活動内容と評価に関すること
- (3) その他、本事業の推進に関すること

(運営委員会の構成)

第5条 運営委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) PTAの代表
- (2) 学校の代表
- (3) 事業の運営にかかわる人員（以下「運営スタッフ」という。）の代表
- (4) 地域団体の代表
- (5) 生涯学習推進課職員
- (6) その他、運営委員長が必要と認める者

2 運営委員会には、運営委員長を置き、構成する者の互選により選出する。

(運営委員会の開催)

第6条 運営委員長は、必要に応じて本事業にかかわる事項について協議するための運営委員会を開催する。

(運営体制)

第7条 生涯学習推進課は、事業を実施するため、社会教育法第九条の七第一項に基づき、次のとおり運営スタッフを実施校に配置する。ただし、第2号及び第3号については必要に応じて配置する。

- (1) 運営主任(地域学校協働活動推進員)
- (2) 運営・当番ボランティア
- (3) 事業ボランティア

2 運営主任(地域学校協働活動推進員)は、運営スタッフや学校との連絡調整及び情報交換を行い、円滑な事業運営を行う。事業の企画・運営・安全管理を行い、活動現場を統括する。

- 3 運営ボランティアは、運営主任を補佐し、こどもの活動の見守りや支援を行う。
- 4 事業ボランティアは、こどもの体験的な活動への指導を行う。

(運営主任の配置等)

- 第8条 運営主任は、こどもたちの健全育成に情熱をもち、PTAや地域から信頼を得ている者のうちから、各実施校の運営委員会の推薦により、教育委員会が委嘱する。
- 2 運営主任の任用期間は1年として、委嘱の日からその年度末までとする。
 - 3 運営主任（地域学校協働活動推進員）は、「こどもふれあいスクール運営スタッフの勤務について」「こどもふれあいスクールボランティアの心得」にしたがって服務する。

(実施日時)

- 第9条 事業の実施日時は、平日の放課後や土曜日の午前中の範囲内とし、運営委員会で決定する。日曜日、祝日は実施日から除く。ただし、特別な行事等を行う場合はこの限りではない。

(活動場所)

- 第10条 事業の活動場所は、実施校の体育館・図書室・特別教室等の施設とし、学校の教育活動に支障のない範囲内で、学校と調整のうえ運営委員会で決定する。

(活動内容)

- 第11条 事業の活動内容は、身体活動、文化活動、学習活動等とし、地域やこどもの実情に応じて運営委員会で決定する。

(児童の管理)

- 第12条 活動および登下校時の児童の管理は次のとおりとする。
- (1) 活動時の児童管理は、生涯学習推進課の管理下とする。
 - (2) 平日の活動参加後の下校については学校管理下とする。
 - (3) 土曜の場合の登下校については生涯学習推進課の管理下とする。

(対象児童)

- 第13条 事業の対象者は、実施校の在籍児童とする。ただし、運営委員会が対象者と認めるときは、この限りではない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、生涯学習推進課が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。